

## 【佐藤浩雄議員】

それでは、質問させていただきます。

泉田知事におかれましては、知事選での勝利、心よりお祝い申し上げます。全国最年少知事として、県民の福祉の向上に御活躍されることを心よりお祈り申し上げます。

それでは最初に、新潟県中越地震に対する災害についての質問をさせていただきます。

10月23日に発生した震度7の新潟県中越地震は、死者40名、負傷者約2,900名、全壊・半壊等の住宅被害約4,800戸、一時は10万人を超えた避難民が発生しました。不幸にも死亡された方あるいは罹災された県民の皆様、無所属の会を代表し、心からの哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

この深刻な災害から立ち直るには、長い時間と膨大な資金が必要でありますから、頑張らなければなりません。私も新幹線の脱線現場へ調査に行き、偶然余震に遭遇し、その恐ろしさを体験しました。

そんな中で、身の危険を顧みず、新幹線の復旧に全力を挙げていました。同じように、献身的な努力をされている消防、警察、自衛隊、県職員やボランティアの関係者の皆様方に敬意を表するとともに、新知事を先頭にして、新潟県の総力を挙げ、災害復旧に取り組んでほしいと期待をしております。

泉田知事におかれましては、就任とともに発生した地震だけに大変御苦労も多いと思いますが、頑張ってくださいと思います。我々も微力ですが、全力を挙げて知事に協力し、復興に取り組んでいく決意です。

そこで、このたびの中越地震はまだ余震も続いており、被害調査も進んでいないとは思いますが、一説では3兆円とも言われている今日時点の把握できる被害総額と、各分野別の被害額はどのくらいになっているのでしょうか、お伺いいたします。

私たち無所属の会は、地震被害の現地調査に何回も行ってきました。その結果、現在なお地震に対する恐怖により、心のケアが必要な県民が多く存在していることを教えられました。避難所や家庭で悩んでおり、復興に立ち上がれなくなっております。精神相談員や看護師、お医者さんなど専門スタッフの配置が必要です。専門スタッフの配置とその取り組みをお伺いいたします。

次に、避難所には高齢者が大変多く、昼間だけでも休養や介護が必要な高齢者がゆっくり休む場所、託老所のような場所が必要です。心身とも疲れ切った高齢者が余りにもかわいそうです。設置のために知事の御決断をお願いいたします。

それと、中越地震と7・13水害のダブルパンチを受けた方々がおられます。そういう被災地もあり、事態は極めて深刻です。最初の人命救助、医療・福祉などの保健医療分野の救急体制の確立から、持ち家の復旧・新築、産業や農業への産業支援、雇用確保など、ありとあらゆる分野にまで災害復旧は取り組まなければなりません。それだけに膨大な財源が必要です。

しかし、深刻な産業への影響は税収の低下としてあらわれ、復旧に必要な財政を脅かすに違いありません。そのような予測から、知事は全国知事会や政府に働きかけ、阪神・淡路大震災と同じ復興支援のための特別措置を要求しておりますが、その問題点と展望についてお伺いいたします。

このたびの地震は、魚沼地方などが特に被害が大きく、山古志村のように全村避難をしなければならぬ自治体も発生しました。農村の地域共同体が根こそぎ破壊された中山間地帯型の地震災害が被害の特徴をなしています。家の復旧とともに、純農村を支えていた地域共同体、魚沼米や牛やコイなどを中心に共同体で守りながら生きていく、自立していくコミュニティーの再建に成功しなければ震災の復旧は完結いたしません。

そのためには、疎開した地域でも農村のコミュニティーが維持されるようにしなければなりません。住民が励まし合い、支え合い、農業を維持しながら集落や村が活動できる姿を求めなければならないと思います。そのためには、膨大な復旧費や時間がかかろうとも、県は村や町、国と一緒にあって農村社会の復興のために取り組むべきと思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

地震に対する被害は、物的なものから産業・雇用問題へ発展しつつあります。既に事業所廃止から解雇が発生しており、147名の解雇が発生したと報道されております。小千谷市にある電子工場は操業停止に追い込まれ、工場閉鎖になるとのうわさが広がっております。こうした膨大な人たちが解雇されれば、地域の復興にも大きな影響が出てきます。また、予約の80%がキャンセルされ、37億円もの被害が出ている塩沢町や月岡温泉など、温泉地は悲鳴が上がっています。

このように地域経済へ大きな影響が出ており、国民金融公庫や県の窓口には、運転資金の融資を求める相談が加速度的に増加していると伝えられています。知事は、この道での専門家でもありますから、地震被災により発生しております被害に対する観光支援策、雇用・産業支援策について、知事の考え、計画をお聞かせ願います。

また、中越地震被災者の自立支援、被災地域対策のために復興基金の創設を準備していると報道されています。その規模も阪神・淡路大震災復興基金と同じ規模の数千億円と報道されています。しかし、まず基金の財源を起債で賄い、金利分を交付税で措置する必要があることから、国の協力が絶対条件の上、ゼロ金利政策で低金利の中での基金運用がねらった運用益を生み出せるか、極めて厳しい環境にあります。財政難に悩む国の協力が必要なだけに、復興基金の創設の展望と運用益、被災者への復興基金をどのように使う御計画なのか、お伺いいたします。

中越地震による住宅被害は深刻です。県の住宅被災に対する支援により最大 400 万円まで支給され、住宅応急修理支援にも 151 万 9,000 円が支給されることになりました。災害被災者住宅再建資金貸し付けも最大 800 万円まで貸付金利が 0.9%で支援することになったこと、また被災者住宅復興資金貸付金利子補給は、年収 800 万円以下の方を無利息化したことは高く評価いたします。

しかし、個人資産である住宅への公的な支援に財務省は反対しており、被災者生活再建支援法の改正が必要ですが、難しい情勢です。中山間地域の再生には被災者生活再建支援法の改正が絶対必要ですが、知事のお考えをお聞かせ願います。

また、多くの住宅が被害を受けていますが、私が調査に行った長岡市の栖西地区と滝谷地区では、外見上は何もないような家が、一歩中に入ると壁は落ち、落ちた壁から外が見えます。障子戸は壊れ、床はぶよぶよ、柱は傾き、土台から外れています。とても住むことができず、避難しております。しかし、その家の人がいない間に、いつ判定したかわからないうちに問題ないと判定されておりました。

半壊に至らなく、一部損壊でも修理にも多額の修理費が必要であり、住宅応急修理支援や被災者生活再建補助金には一部損壊などの判定なども入れ、被災者を救済する必要があることを痛感いたしました。一部損壊なども入れる制度にして多段階にし、多くの被災者を救済する制度にできないものでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

また、高町地区では埋め立てた宅地が崩壊し、新築間もない住宅が無残な姿をさらけ出しておりました。サラリーマンにとっては、住宅は一生かけて建設するものです。それが全壊すれば多重債務者になり、生きる張り合いがなくなると、悲惨な気持ちを語ってくれました。確かに個人資産ですから、支援にも限界があるかと思えます。しかし、生きる勇気を与えるために少なくとも所得制限は取り払い、悲惨のどん底、生きる勇気も失っている県民を勇気づけてはどうでしょうか。多くの人から訴えられました。知事の御決断をお伺いいたします。

また、前段の被害なしと判定されておりました家は、その後再調査を求めたところ、全く逆の全壊の判定に変わりました。こうした判定の誤りや変更があるようです。もし誤ったまま被災証明が出されれば、その人は被災者生活再建補助金や住宅応急支援が受けられなくなります。しっかり再調査しなければ、せっかく知事が決断して支援措置をとったのに、その成果が不十分ということになるおそれが十分にあります。被災証明を出すに当たって、慎重な審査と住民の意見を必ず聞き、正確な被害状況判断に生かされるように、市町村への徹底と関係者への制度の徹底についてお聞かせ願いたいと思えます。

また、高町地区の災害現場を見て、切り土のところは何もなく、一歩埋立地や盛り土の住宅地は崩壊し、住宅が全壊しております。宅地そのものがなくなっているわけですから、宅地として価値のないものを販売したことになります。宅地の大規模開発に当たって、そうしたことは予測されると思えますが、開発許可についてそうした検討をし、条件や補償をさせることはできなかったのでしょうか。また、そうした被害に遭われた県民に対して、販売した不動産会社は補償すべきと思えますし、行政が補償させるべきと思えます。それができなかつたら、開発許可をした行政が何らかの補償や支援を行うべきではないでしょうか。知事のお考えをお伺いいたします。

次に、新潟県財政の健全化と知事の財政政策の具体化についてお伺いします。

泉田知事の「アイラブ・にいがた・夢おこし、創生プラン」を読ませていただきました。特に財政や予算は、知事の受託責任の確立や政治的意思決定プロセスそのものですから、重要ですので、知事の財政政策についてお伺いいたします。

平成 15 年度決算では、県債残高は 2 兆 265 億円に達し、県民 1 人当たり約 82 万円です。主要基金は、財政赤字を埋めるには役に立たない払底した状況です。実質単年度収支は 3,249 万円の黒字ですが、限りなくゼロに近い数字です。経常収支比率は 86.7%、公債費負担比率は 24.3%、起債制限比率は 11.1%と、いずれの財政指標とも悪化しております。また、財政健全化計画骨子案には、財政赤字が毎年 650 億円発生し、平成 19 年度には 559 億円以上の実質収支赤字が発生し、財政再建団体に転落するとシミュレーションされております。

財政の役割の第一は、災害から県民の命を守り、生活の安全・安心を保障するように、医療・福祉を初めライフラインやインフラ整備に財政が出動できることです。ところが、現在の新潟県財政の姿は、緊急出動しなければならない財政が破綻直前の危機的な姿で、災害復旧のための基金すら払底している危機

的な状況です。

しかるに、泉田知事の県財政の認識は、未曾有の危機という状況では必ずしもないと認識しています、となっています。この知事の県財政への認識は、私の認識とは全く異なるものです。知事の今回の所信表明には、財政危機の言葉すらありません。

財政危機で災害復旧の財源がなく、十分な災害復旧ができないので、継続中の事業を中止しても災害復旧を優先すると言うべきではないでしょうか。災害復旧を財政健全化に優先するということはどういう意味なのでしょう。改めてお聞きしますが、知事が就任なされて見た我が県財政への認識は、この文書のとおりなのか、また違っていたのか、お聞かせ願います。

知事も知っているように、日本国憲法前文には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し」とあるように、委託者でもあり受益者でもある国民や県民は、税という信託財産を受託者でもあり政策決定者でもある首相や知事に委託をしたのであります。そのかわり課税徴収権と通貨供給権の反射的作用として、国民や県民は税という無限の担保力の提供を求められているのであります。したがって、首相や知事には受託責任があり、現代の国民や県民ばかりでなく、将来の国民や県民に対しても、知事は受託責任が存在しているのであります。

しかし、今日の国及び県財政は、果たしてこの受託責任を果たしていると言えるでしょうか。国・県は、膨大な純債務を抱え込み、財政の資源配分機能、所得再配分機能、経済安定化機能を果たせなくなってきています。バランスシート上で 844 兆円もの国の純債務、200 兆円を超える地方の債務、そして我が県の 2 兆 265 億円の県債残高は、明らかに時間軸上の資源配分を誤り、世代間の負担の公平を欠いております。予算編成を通じて資源配分の適正化ができるとした考え方は、全くの幻想で終わりました。まさに新潟県民は、中越地震により災害復旧を求めており、財政が遺憾なくその力を発揮しなければならないときに、その希少資源は枯渇した状況です。財政の健全化がいかに大切か、中越地震がよく教えているではありませんか。知事は、知事の受託責任と財政健全化に対してどのようなお考えか、お聞かせ願います。

泉田知事は、経済産業省の中央官僚であったばかりでなく、岐阜県の産業労働局長を歴任された素晴らしいキャリア官僚です。したがって、国・地方両財政政策を経験されております。

1990 年、日本は OECD 諸国の中で最も財政がよい国でした。ところが、2003 年になると公債残高は GDP 比で 156% になり、OECD 諸国中財政が最悪の国となりました。国の地方財政計画や景気対策の補正予算債による政策誘導により、ついに我が県財政は補正予算債は 10 倍に、県債残高は 2.5 倍に、公債費は 2 倍になり、2,200 億円あった基金は払底してしまったのです。しかし、県経済は一向に回復せず、国・地方に借金だけは膨張したのであります。

平山知事は、私に対する答弁で、国に振り回された 12 年間であったと答弁されておりますが、この間国・地方の官僚として第一線にいた泉田知事は、現在までの国・地方の裁量的な財政政策をどのようにお考えか、お聞かせ願います。

前段でお話ししましたように、国と我が県の裁量的財政政策によって、いよいよ財政に維持可能性は失われ、財政再建団体への転落寸前です。

我が県は、平成 11 年度に財政再建計画を立て、その後、平成 14 年度に財政健全化プログラムを策定し、財政健全化に取り組んでまいりました。しかし、本年策定した財政健全化骨子案では、平成 19 年度まで財政収支不足は平均 650 億円で、毎年 200 億円の財政健全化債を発行しても、平成 19 年度では 549 億円の財政対策後の赤字が発生をし、財政再建団体に転落するとシミュレーションされています。

この事実は、財政健全化計画や財政健全化プログラムに従って財政破綻をした、財政再建団体に転落したわけです。したがって、今までの財政健全化プログラムや財政健全化計画は、財政安楽死計画とも言いかけてもいいわけです。このことから、財政健全化計画やプログラムは、年度の収支じりを合わせる計画であって、財政健全化としては全く不十分なものだったと考えています。知事は、今までの財政再建計画や財政再建プログラムをどのように評価しておられるのか、お伺いいたします。

財政健全化のためには、予算という希少資源の配分を決める政治的意思決定プロセスを明確にルール化をし、目標を数字で明示をし、単年度主義の予算編成の限界を中期財政フレームなどを導入し、予算がマクロ経済にどのような影響を及ぼすのかを分析した予算情報を予算決定の事前、事後に公開をし、予算編成プロセスを公開し、徹底したパブリックアカウンタビリティの確立をする中で予算編成が行われるべきです。

すなわち、財政ルール・目標、予算編成マネジメント改革の確立が今こそ必要です。今までのプラン、プログラムから明確なルールへの転換が必要なのです。財政健全化のためには、ルール・目標、予算編成マネジメント改革が必要と思いますが、知事の御所見をお聞かせ願います。

このような破綻的新潟県財政をつくったのは国です。まして小泉首相のように、30 兆円の公約を破っても、大したことがないなどと発言をするルールもモラルもない裁量的財政政策を継続する国に対して、



財政規律の確立、首相や閣僚に対してもガバナンスの確立を求めて戦うべきであります。知事の政策には、中央政府に物を言うとは明確に書いてあります。ぜひ実践してほしいものです。その御決意を明らかにしてほしいと思います。

泉田知事の政策では、将来への展望を切り開く地域経済の自立（産業夢おこしプラン）の中で、ふるさと新潟に、新規企業創業や第2創業支援を積極的に行い「金の卵を産むニワトリ」を育てます、となっています。

御指摘のとおり、確かにスウェーデン、フィンランドは、今ヨーロッパの模範的な経済成長を遂げている国です。しかも、指摘のとおり国民負担も70%を超えております。まさに高福祉・高負担で、国がつぶれると批判されてきた国です。私の調査では、両国とも1990年代初頭にバブル経済の破綻により金融通貨危機に見舞われ、財政危機に陥りました。フィンランドは経済収れん計画を策定し、スウェーデンは財政改革に着手し、最も強力な予算マネジメント改革を実行し、両国ともドラスチックに財政健全化をなし遂げました。教育政策にも力を入れ、ノキアなどの情報産業を育てました。

知事が指摘をする金の卵を産む産業はいきなりできたのではなくて、財政健全化が国民の信頼を受け、重い国民負担の中であっても、財政破綻による将来の増税の不安がなくなることによって消費が拡大し、いわゆる非ケインズ効果が生まれ、消費が拡大し、大きな経済成長をもたらしたものであって、その金の卵は財政の健全化が出発点でございます。したがって、知事の「産業夢おこしプラン」の実現のためにも財政の健全化をしっかりとなし遂げるべきだと私は思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

泉田知事の新潟県財政の危機的な事態に対する認識は、私とは違います。未曾有の危機という状況ではないと認識している。基金は減少したが、朱鷺メッセやビッグスワンなどの不動産に形を変えたが、資産として残っているので、有効活用することによって財政改革の一助に活用できる、また4年間で2割の人員費の総額抑制、定員削減を実施します。能力主義給与体系を導入し、経済、財政が成長軌道に乗るまで、知事給与の見直しを含め国家公務員並みに引き下げとなっています。また、不動産の証券化により、政策に必要な資金の調達を行いますとなっています。

証券化できる資産が調査可能であれば、新潟県の純負債の額と県債償還財源は幾らあるのかも明確になると思います。明らかにしてほしいと思います。

また、人員費の抑制が4年間で2割、定数削減も明示されています。新潟県は、今までも人員費の削減抑制を行ってきました。大変困難な課題ですが、経常的経費の削減に踏み込む勇気を評価します。しかし、人員費削減も、定数削減も、その具体的内容・計画が明らかではありません。その計画を明らかにしていただきたいと思います。

現在の財政指標などはフローの指標であり、不正確な上、改ざん可能です。財政の健全化や破綻基準を考えるとすれば、ストックの概念で明確な純債務の金額と県債償還可能財源を明示し、債務償還年限を計算し、財政が破綻しているか、していないかを明確にすべきです。

所信表明には財政政策はわずか6行で、県民が一番心配している財政危機という言葉すらなく、未曾有の財政危機にどう対処するのか、具体的な方針は何もありませんでした。私は、大変期待していたのですが、がっかりしました。少なくとも財政健全化のため幾つかの具体的な公約をされているのですから、それらを入れた泉田知事の新潟県財政健全化計画を明らかにすべきですし、知事のそのための御所見をお伺いいたします。

最後にお伺いいたしますが、中越地震による災害復旧に全力を挙げている現在、来年度予算編成はおのずと災害復旧に全力投球する予算編成になると思います。しかし、財政破綻の危機が迫り、国からの財政支援や財政保障がなければ、災害復旧のための財源はありません。災害復旧にどれだけ財源が必要で、県財政の今の姿でどのような問題点が発生するのかを明らかにすべきです。

災害復旧が単年度で終わらないわけですから、中期財政フレームなどの手法を活用し、資源配分に誤りのないようにすべきです。財政が危機的であればあるほど、中期にわたる予算編成が必要です。当初予算編成前に、歳出の条件などを中期的に決める予算編成方針が必要かと思えます。

知事は、今、来年度予算編成に入る前に予算編成方針の検討を行い、議会のこの場で議論しようではありませんか。そういう議論をする必要があると思います。編成方針を明らかにしてほしいと思います。新知事の明快な御答弁を御期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

## 【泉田裕彦知事】

ただいま佐藤議員から多岐にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

と思います。

まず、最初でございます。中越地震の被害額についてでございますが、代表質問でお答えしたとおりでございます。

今回の地震による被害額は、公共土木施設や農林水産関係などの直接被害、さらには上越新幹線の脱線や高速道路の崩壊による首都圏との交通手段の寸断などによる県内産業・経済全般にわたる影響などが考えられます。現時点で試算したところによれば約3兆円程度になると、このように見込んでおります。

次に、被災者に対する心のケアへの取り組みでございます。

震災直後の10月24日には、電話相談「こころのホットライン」を開設いたしました。精神保健福祉センター、児童相談所及び新潟県臨床心理士会の心の専門家が相談に応じております。また、10月26日からは国及び都道府県等の協力のもとに、精神科の医師、精神保健福祉相談員及び看護師等から成る、こころのケアチームを現地に派遣し、急性ストレス障害等への対応を行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも中長期的視点に立って、心的外傷後ストレス障害やうつ等について適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所にいる介護の必要な高齢者の方のデイサービスについてでございます。

震災後、改めまして介護保険事業者に対し、避難所においてもデイサービスを利用することが可能であること、また今回の震災における特例として、定員を超過したデイサービスの利用も可能であること、これらを通知したところでございます。

今後とも高齢者の方が必要とするニーズを適切に把握をして対応してまいりたい。また、デイサービスを初め各種サービスの利用促進に努めてまいります。

次に、復興支援のための特別措置要望の問題点と展望についてでございます。

国の財政支援に係る特別法の制定につきましては、阪神・淡路大震災並みをお願いをしているところでございます。被害の性質の差、その後の災害関連の支援制度の充実なども踏まえた法律事項の整理、これが課題になっております。現在実施をしておるところでございます。

現在、政府からは、新たな特別法の制定について、いまだ前向きな発言は得られておりません。与党・自民党においては、被害そのものの甚大さ、たび重なる要望活動などにこたえていただき、本日特別小委員会を設置して特別法について検討いただくと、このように聞いております。私といたしましては、今後とも法制定に向けて強く要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、農村社会の復興についてでございます。

今回の地震の特徴は、山古志村の全村避難に象徴されるように、中山間地域において道路、農地、住宅、ライフライン等が壊滅的な被害を受けました。農山村のコミュニティー機能が存続の危機にさらされたこと、こういうことだと思っております。

しかしながら、避難所における自治組織の発生や避難所を集落単位で編成した山古志村のように、被災地でも地域コミュニティーの機能が戻りつつあります。被災地域の支援に当たりましては、コミュニティーの再建や協働の力が発揮できるよう、国・市町村とも連携しながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、産業雇用対策などについてでございます。

今回の被害は、御指摘のとおり、事業所の建物、設備等に係る1次被害に加えまして、交通インフラの途絶に起因する温泉地でのキャンセルなどの2次被害もあらわれてきております。

県といたしましては、観光面では風評被害対策として、まず国に対する支援要請、首都圏を中心とした旅行者への送客要請、旅行者やマスコミへの最新観光情報の発信などを行っております。また、産業面、特に金融支援についても検討中であり、準備が整い次第公表してまいりたいと考えております。

雇用面では、雇用調整助成金を初めとした各種支援措置の特例適用を国に要請するなどの取り組みを行ってきております。今後とも国の支援を得ながら、万全の取り組みを進めてまいります。

次に、復興基金創設の展望などについてでございます。

雲仙普賢岳の噴火火災や阪神・淡路大震災においては、被災した住民の生活再建対策や中小企業対策などが重要な課題となりました。このため、災害の早期復旧・復興への各般の行政施策を補完し、被害者の救済及び自立支援や地域の総合的な復旧・復興対策を機動的かつ弾力的に進めるため、復興基金を造成したものと認識しております。

本県におきましても、このような復興基金の設立を内部的に検討をしております。実現に際しては、県が基金に出資・貸し付けを行うための地方債の許可、地方債の引き受け先となる金融機関等の理解、発行する地方債の利子支払額についての普通交付税措置、幾つか難しい課題がございます。

また、御指摘のとおり低金利のため、復興基金の運用収益だけに頼るのではなく、他の財源の確保にも

あわせて努めてまいりたい。復興基金で実施する各種の対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援法の改正についてであります。

現在の国の制度におきましては、仮設住宅の建設には国費が支出されているものの、住宅の新築、改修には国費が支出できない、このような形になっております。私といたしましては、被災された住民がより早く生活を再建できるように国費を使うべきであると、このように考えております。そのためには、自宅の新築、改修等についても国費を支出する必要があること、住宅の再建は地域コミュニティーを存続させる上で最も重要な問題であること、これを強く認識しております。

この問題は、既に全国知事会でも国に対して要望を行っております。県といたしましても、今後とも国に対して鋭意働きかけを強めてまいりたいと、このように考えております。

次に、一部損壊に対する県の支援についてでございます。

現在、被害認定については、市町村で鋭意作業中でございます。一部損壊については、被害程度に幅もあり、非常に軽微な被害も含まれております。そのため一律に支援を行うことは適切ではなく、実態に即した対応を図ってまいりたい、このように考えております。

また、県単独制度に係る所得制限については、住宅応急修理制度については、災害救助法の趣旨の通り創設をした制度でございますので、所得による制限を設けております。一方、被災者生活再建補助金は、生活再建を基本とする中で、国の制度で対象とならない被災者も対象としております。それぞれの制度の目的によって取り扱いを定めているところでございます。

次に、家屋の被害認定でございます。

被害認定については、国で定めた災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいて認定を行っているところでございます。県といたしましては、基準の運用が適切に行われるよう、さきの水害以来、市町村に対する説明会の開催などを通じて、助言・指導を行ってまいりました。

御指摘のあった被害の概況把握と家屋の被害認定を混同される方もあると思われまので、各種調査などの内容を住民に十分周知するよう市町村を指導してまいりたいと考えております。

次に、住宅地の崩落と開発許可についてでございます。

今回の地震は、川口町で震度7、小千谷市で震度6強を記録しました。その後も震度6、震度5の余震が続く中で大きな被害が出たものであります。これらの震度では、通常的地盤でも地割れや山崩れが発生するものです。

また、開発許可業者や販売した不動産業者の被災者に対する賠償につきましては、当事者間で司法上解決されるべき課題であると、このように認識しております。

県といたしましては、被災者に対して被災者再建支援法の適用等その他の施策により、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、県財政の健全化と政策の具体化についてお答えいたします。

まず、県財政に対する認識についてでございますが、県財政の現状は決して楽観できる状況ではございません。しかしながら、既存事業の見直しや歳入の確保を推進し、県民参加型の小さな政府を実現することにより、国に依存せず、自立することのできる強い県の財政基盤の確立を図っていくことは決して不可能ではない、このように考えております。

次に、県財政に対する受託責任についてでございますが、県財政としては、資源配分の調整、所得の再配分、経済の安定、この3機能を果たすべきものです。県財政がその責任をバランスよく果たしていくことがきわめて重要であると考えております。

そのため、御指摘の資源配分の調整についても、社会全体の限られた資源を、民間に任せただけでは配分されない部分も含め、適正に配分するのはもちろんのこと、世代間の資源配分の調整についてもバランスよく行われるよう、各年度の財政運営に万全を期してまいります。

次に、裁量的財政政策についてでございます。

裁量的財政政策を実施することにより、国や地方公共団体の活動が拡大していくことについては、財政の支出規模や税制を政策的に変更することにより景気の変動を安定化させることができると、そういうメリットがございます。

一方で、限られた資源が民間部門から政府部門へ移転するため、民間が市場経済を通じて提供し得る機会が狭められる、また資源の効率的配分をゆがめると、そういう側面があることを認識しております。また、行政の活動が過大であることは国民負担の増大を招き、勤労意欲の低下や投資活動の低下を生み、民間活力を阻害するという側面もございます。

私としては、そのような裁量的財政政策の功罪を十分に踏まえ、県民参加型の小さな政府を実現することにより、国に依存せず、自立することのできる強い県の財政基盤の確立を図ることを基本としつつ、

機動的な財政運営にも心がけてまいりたい、このように考えております。

次に、平山前県政における財政健全化への取り組みについてでございます。人件費の縮減や県債発行を抑制した財政運営、歳入歳出両面にわたる見直しなどにより、平成11年度以降、財政収支不足額を毎年100億円ずつ圧縮してきたことについては、一定の評価をしているところでございます。

しかしながら、予想以上の景気の低迷による県税収入の落ち込みや国の財政悪化を背景とした地方交付税の削減等の影響が極めて大きいものであります。このため、平成11年度当初に想定した基金からの取り崩しを前提としない財政運営を確保するには至らなかったものと認識をしております。

目下、災害対策を最優先に取り組んでおりますが、これまでの県財政健全化の取り組みも十分踏まえつつ、既存事業の見直しや歳入の確保を推進し、県民参加型の小さな政府を実現することにより、国に依存しない、自立することのできる強い県の財政基盤の確立を図ってまいりたいと思っております。

次に、政治的意思決定のルール化による中期財政フレームの導入についてでございます。

そもそも地方財政におきましては、ただいま申し上げたような複数年度予算について一定の制約がございます。地方財政の予算単年度主義が国家予算のそれに起因している以上、地方単独での実施は困難な側面がございます。

しかし、中期的な財政運営目標については、公債費抑制のための新たな県債発行抑制ルールの方針など、具体的な目標を定める中で、毎年の予算編成を実施してまいり所存でございます。

次に、国の財政運営に対する毅然とした対応についてであります。

本来、今ただちに実行すべきは、国から地方に税源を移譲し、地方の真の自主自立を実現することである、このように認識をしております。国・地方を通じた行財政改革につなげることが重要であり、そのためにも地方分権の趣旨に沿った三位一体の改革が進められるよう、引き続き地方六団体が一致団結して取り組んでいくことが重要であると、このように考えております。

次に、産業夢おこしプランの実現と県財政の健全化についてでございます。

産業夢おこしプランの中で私が述べた「金の卵」は、あくまでも新規企業創業や第2創業支援を積極的に行うことによって生まれる税源を涵養する企業でございます。県財政の健全化を意味しているわけではございません。

ただ、県財政の健全化は、このような歳入確保対策と県の担うべき役割を選択と集中の観点からスリム化を推進し、あわせて官民協働の促進、民間活力の導入を図り、行政事務のアウトソーシングを実施することにより実現する歳出の削減とを車の両輪にして実現していくべきものと考えております。

次に、県財政の再建に向けた具体策についてであります。

既存事業の見直しや歳入の確保を推進することにより、国に依存せず自立することのできる強い県の財政基盤の確立を図ってまいりたい。具体的には、歳入対策として最大の産業政策のツールとしての県庁調達等を有効に活用してまいりたいと思っております。地元優先調達を進めるとともに、基幹産業の振興、新規産業育成による税源の涵養、また不動産の証券化等による収入の確保を図ってまいりたいと考えております。

歳出面では、県の事務・事業を見直し、市町村への権限の移譲、税財源の移譲を積極的に進め、県の担うべき役割を選択と集中の観点からスリム化を推進し、それとともに官民協働の促進、民間活力の導入を図り、行政事務のアウトソーシングを実施することにより、県民参加型の小さな政府を実現してまいります。

次に、新潟県中越地震に係る関連予算と今後の復興に係る中期的な予算の考え方についてでございます。

今回の地震に係る関連予算の総額及び県費負担額については、現在精査中でございます。12月定例県議会に関連の補正予算案をお諮りしたいと考えております。

なお、今後の復興に係る中長期的な予算の考え方については、地震からの復興のあり方や地震災害関連予算の県財政へ与える中期的な影響などを踏まえて検討し、県議会の皆様の議論に供したいと考えております。

## 【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。

ついに財政危機という言葉は出ませんでしたけれども、知事、財政危機ではないのでしょうか。非常に強く危機感を持っています、私は。県民も財政のことについては本当に心配しています。具体的に赤字再



建団体に転落をするというシミュレーションが出ているわけです。

確かに本源的な支配形態というか、自治体や国は破綻しないことになっています。しかし、財政再建団体になれば、いわゆるデフォルトリスクは国が保障するだけの話であって、歳出はもう厳粛に抑制されることは明確です。

御存じのとおりバランスシートには、その頼りにしている国でさえも純債務が844兆円あって、これを返すのに一切赤字国債を発行しなくても3兆円しか資金がありませんから、250年以上かかります。あるいは、地方交付税だって、50兆2,000億円もあって、これは4年分以上あるでしょう、交付税の。あるいは、地方全体には202兆円も借金があります。

我が県は、そのとおり2兆円を超える借金を持っています。これから始まって、基金から7・13水害で62億円くらい使っているわけです。残っているのは、もう80億円程度ではないのですか。そういう現実を見れば、私はまさに危機だと思うのです。プライマリーバランスも平成11年から16年までを平均して新潟県は700億円くらいずっと赤字なのです。私は、未曾有の危機だと思うのです。そのことを現実的にちゃんととらまえないと問題なのではないのですか。どうもそここのところの認識がはっきりしないのです。はっきりしてくれませんか。

それから、受託責任の問題ですが、いろいろお話がありますが、憲法前文や第11条、あるいは第97条には、明確に永久の権利として信託されたものとして受託責任があると明示されています。例えば、先ほど言った私たちの新潟県は2兆円を超える借金を持っていますが、行政コスト計算書の、いわゆる企業会計でいえば利益のところですが、差し引き一般財源等の増減額は、平成12年度は157億円の赤字です。平成13年度は309億円の赤字です。平成14年度は496億円の赤字ということで、どんどん、どんどんふえているのです。

この資金は、いわゆる債務償還充当可能財源でしょう、バランスシート上で言えば。そういうところが赤字になっているということは、債務償還が不可能だということを証明しているわけです。だから、世代間負担が非常にアンバランスになって、将来世代の人たちの資産を我々が今食いつぶしている数字ではないのですか。そういう意味からすれば、明確な受託責任を果たしている財政ではないのではないのですかということなのです。そのことを明確にするべきだと思うのです。

3つ目の問題ですが、裁量的な財政政策についてお伺いします。

神でもない限り難しいと言われる財政政策です、そういう意味で言えば。いわゆる時間的な非合理性だとか、赤字バイアス問題とか、共通資源問題などがあって、適切な裁量的な財政政策は非常に難しい。だから、ルール化をしているのではないのですか、OECD諸国はみんな。

事実、国の裁量的な財政政策の結果、新潟県の財政を見ますと、裁量的な財政政策の最も悪い例と言われているストップ・アンド・ゴー政策、簡単に言えば、予算はプラスで組んだのに決算はマイナスになっている、逆に予算はマイナスに組んだのに決算はプラスになっている、全く逆転した方向。知事は、経済というのは方向性が大事だと書いておられますし、ここでも答弁しておられます。したがって、そういうことからすれば財政政策も長期的な方向性が大事なわけです。平成6年、7年、10年、11年と典型的なストップ・アンド・ゴー政策ができてきているわけです。

その結果、毎年プラス・マイナス、プラス・マイナスと当初予算は上下を繰り返し、決算はその逆になっているのです。その結果、この膨大な2兆円を超える借金になり、とりわけ補正予算債が10倍にもなってしまうわけです。そういう現実をやっぱりしっかり見てほしいと思うのです、知事は。

結果的には税収は2,100億円しかないのに、返済は2,200億円になっているではないですか。これは、もう危機的な事態です。そういう裁量的な財政政策はやめて、ルールや目標、予算マネジメントを明確にした予算編成にすべきだ、そういうことを私は考えているから、お聞きしているのです。そのことに明確に再度御答弁をお願いします。

## 【泉田裕彦知事】

ただいまの3点の追加の御質問がありましたので、順次お答えいたします。

財政危機ではないのかという御質問でございますが、県財政は大変厳しい状況にあると、このように認識しております。一つ数字を申し上げたいと思います。GDPに対する債務比率、日本国161%ぐらいです。OECD平均80%、新潟県の場合24%ということでございます。

それから、受託責任についてでございますが、これも今の世代、将来の世代、負担をちゃんとバランスをとっていかなければならない。全く御指摘のとおりだと思います。現在、基本的に県債が発行される場



合、これは将来の世代が利益をこうむるような建設関連の投資、これを中心に県債が発行されておるとい状況でございます。借金をゼロにしてしまうということは、後世の人が利益を受けるというものに対して、すべて現在の人負担を負うということになりますので、やはりバランスをよく見ながら財政運営をしていく必要があると、このように認識をしております。

それから、裁量的財政政策について目標を設定していくべきではないかということは、これも先ほどの答弁でお答えしたとおりで、中長期的な何らかのフレームワークを設定して、県議会の皆様の御検討に資するような資料として提供させていただきたい、このように考えております。

## 【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。もう一度お願いします。

まず、財政の認識の問題です。もっとシビアに見てください。例えば基金は払底してゼロなのです。知事のマニフェストでは、減少したとは書いてあるけれども、使おうと思ってもないのですよ。

それから、朱鷺メッセ、ビッグスワンを活用して云々と書いてあります。確かにこれは大事なことです、大いに資源活用しなければ。しかし、使用料、手数料、あるいは税金、そこから上がったもの全部上げたところで、今2兆円を超えているそういう状況において、どれだけ返済財源として充当できるのか。あるいは、そういうことをしっかりと、もし検討するのであれば、今のようなフローの財政指標ではなくて、明確にストックの財政指標で正確にはかるべきです。そういう状態からすれば、明らかに財政は危機的な状態を迎えているのであって、そのことをしっかりと県民に対しても出すべきだと思います。その点もう一度お願いします。

もう一つは、先ほどGDP比で云々と言われましたが、それはそうです。国は国境を持っていますから、新潟県は国境ないですから、GDP比で比較する方法もあるでしょう。時間で比較する方法もあるでしょう。だから、ストックの指標に対する明確な指標が必要だと言っているのはそういうことなのです。だから、せっかく知事が不動産の証券化を提案されているのですから、それに基づいて全部、では新潟県の純負債額を明確にする、それから処分可能充当財源をはっきりさせる。これで割り返せばはっきりした債務償還可能年限が出ますから、それと現在の金利の逆数でどちらが高いかを見ればはっきりするでしょう。そうすれば新潟県の債務償還可能能力がはっきりするのではないのですか。

そこまで突っ込むのだったら、はっきりとした、そういう債権の証券化とかそういうことをやるのであれば、そういうものに踏み込んで、したがってそういう意味で言えば、知事のこれからの財政再建計画をしっかりと示していただきたいのです。そうすれば我々も非常に議論しやすい。大いに議論して、財政健全化の道を歩むことが、今必要なのではないですか。もう一度、そういう意味で前向きに私受けとめますので、前向きにぜひ御答弁お願いします。

## 【泉田裕彦知事】

財政についての認識、再度お尋ねがありましたので、再度申し上げます。

県の財政、大変厳しい状況にあると、このように認識をしております。

それで、目標を定めてやるべきではないかという御指摘がございましたので、財政の健全化のためのフレームワークをどのようにするか、目標値を御議論いただけるような材料を提供して、議会の皆様の資料にしたいと、このように考えております。